

兵庫県神河町基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における兵庫県神崎郡神河町の行政区域とする。概ねの面積は20,223haである。

本区域には下表のとおり環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

（環境保全上重要な地域）

地域名	有無
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域	—
〃 自然環境保全地域	—
〃 都道府県自然環境保全地域	—
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区	—
自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立公園区域	—
〃 国定公園区域	—
〃 都道府県立自然公園	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域	—
シギ・チドリ類湿地渡来湿地	—
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（促進区域図）



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

神河町は、平成 17 年 11 月に旧神崎町と旧大河内町が合併してできた町である。兵庫県
の中央に位置し、北部は朝来市、東部は多可郡多可町、南部は神崎郡市川町、姫路市夢前
町、西部は宍粟市と接している。町面積は 20,223ha で、兵庫県の 2.4%を占める。また
面積の大部分を山林が占めており、可住地面積は総面積の約 13%となっている。但馬・
播磨の分水嶺の南側に位置し、播磨の奥座敷ともいえる位置にある。

町域の 90%近くが山林・原野であり、1,000m 級の山や高原に囲まれている。町の中央
を市川が南流し、越知川、猪篠川、小田原川、犬見川などの支流がこれに合流している。
これらの河川沿いに 40 の集落と耕地が点在している。町南部の河川合流点付近には新規
住宅地が形成され、転入者も増加しつつあり、比較的大きな集落が形成されている。総面
積に対する田畑の比率は約 14%、宅地の比率は約 4%を占めている。

町の東部には、笠形山・千ヶ峰県立自然公園、西部には、峰山高原、砥峰高原、太田池
などの豊かな自然景観を有しており、自然と親しめるレクリエーション拠点として「グリー
ンエコー笠形」「新田ふるさと村」「ヨーデルの森」「ホテルリラクシア」「ホテルモンテ
ローザ」「峰山高原スキー場」などの公設民営の観光・交流施設や宿泊施設などを整備し、
都市住民との交流施策を展開する。

また、神河町は恵まれた自然環境の中、硬い岩盤に覆われた地震に強い地質と、分水嶺
であり源流であることから名水と呼ばれる清流を有し、また 100 年に一回の大渇水とも言
われた平成 6 年の渇水にも枯れることなく脈々と水流が確保された豊かな用水を有する
地域であり、災害には非常に強い地域であると言える。

さらに、近年では、旧町合併後、積極的に生活基盤・農業生産基盤整備が進められ、令
和 3 年度末現在、生活排水処理率は 100%で県平均の 99.0%を上回り、令和 3 年度末現在
の農振農用地区域内のほ場整備は県内第 4 位の 96%の整備率である。

【インフラの整備状況】

①交通環境

町の中央部には南北方向に国道 312 号や中国自動車道、山陽自動車道への連絡道路とな
る播但連絡道路、東西方向には兵庫県道 8 号加美・宍粟線などのアクセス道路が整備され
ている。また、通勤・通学手段として、西日本旅客鉄道播但線を利用することで姫路市ま
で約 40 分、大阪・京阪神地域まで約 1 時間半～2 時間という良好なアクセス環境を有し
ている。

②大学・教育機関

神河町は母都市姫路市の後背地 40 分圏内にあり、近隣には「産学連携センター」を学
内に設置する公立大学法人兵庫県立大学工学部及び環境人間学部、国際・地域交流が盛ん
な学校法人獨協学園 姫路獨協大学、看護ケアの新たな時代の要請に応える学校法人弘徳
学園 姫路大学、学校法人日ノ本学園 姫路日ノ本短期大学がある。また、高度研究機関が
集積する播磨科学公園都市には、公立学校法人兵庫県立大学理学部もある。工業系高校で
は兵庫県立姫路工業高等学校、兵庫県立飾磨工業高等学校があり、さらに町内では兵庫
県立神崎高等学校があり、周辺には、兵庫県立福崎高等学校、兵庫県立香寺高等学校、兵庫
県立生野高等学校、学校法人市川学院市川高等学校があり、地域の産業人材の育成を担っ
ている。

③情報環境

当町の強みは、平成 21 年の全町へのケーブルテレビ整備により、デジタル放送の視聴

や災害時の緊急放送、インターネット等のサービスを町中心部だけでなく山間部においても利用可能な環境が整っていることである。

令和5年3月には、光インターネットサービスの回線を増強しており、IT インフラ環境を活用した新たなビジネスを展開する強固な基盤が構築されている。

【産業構造】

神河町の産業は、兵庫県のほぼ中央に位置する地理的条件と国道312号や播但連絡道路が早くから整備され、姫路まで約30分、神戸空港まで約1時間半、関西国際空港まで約2時間と利便性の良い交通条件に支えられている。

神河町の産業構造は、付加価値額（平成28年RESAS）をみると全産業のうち製造業が29.9%を占めている。中でも窯業・土石製品製造業や食料品製造業が大きなウェイトを占めている。

従業者数では、食料品製造業、パルプ・紙・紙加工製造業の割合が多くなっているが、売上高は付加価値額とほぼ同じ業種の割合が高くなっている。

他方で非製造業の付加価値額については、医療・福祉22.2%、建設業20.4%、卸売業・小売業13.1%、サービス業5.8%の順になっている。また、物流関連となる運輸・郵便業の従業者数は全産業の10.1%を占めている。

令和2年農林業センサスによれば、神河町の農家数は628戸で、うち自給的農家が337戸、販売農家が291戸である。また、販売農家については、専業農家が87戸、第1種兼業農家が31戸、第2種兼業農家が358戸であり、経営規模別では、0.5ha未満は245戸、0.5～1.0haは194戸、1.0～2.0haは27戸、2.0～3.0haは3戸、3.0ha以上は7戸となっている。農業経営体による販売目的の作物別作付面積は、水稻が269haと最も多く、豆類は143haと続いている。

令和4年度の神河町の観光客総入込数は約73万人となっている。平成29年オープンの道の駅「銀の馬車道・神河」が約14万人、峰山高原スキー場「峰山高原リゾート WHITE PEAK」が約6万人と増加に大きく貢献している（令和4年度神河町観光動態調査）。

【人口分布の状況】

神河町の人口は、令和2年現在10,616人（国勢調査）と、近年、減少傾向にある。

世帯数は、令和2年現在3,779世帯（国勢調査）で減少傾向にあるものの、人口減少の割合と比較すると核家族化が進行していることがうかがえる。なお、町内に通勤・通学の流入者1,637人に対し、町外へ通勤・通学する流出者は2,977人となり昼間人口は9,276人で、昼夜間人口比率は87.04%と流出超過となっている。

令和2年の就業状態（国勢調査）をみると、全就業者5,114人のうち、第一次産業就業者が200人（4%）、第二次産業就業者が1,659人（32%）、第三次産業就業者が3,223人（63%）、分類不能が32人（1%）となっており、第一次産業、第二次産業への従事者数は平成27年に比べると減少傾向であるのに対し、第三次産業への就業割合は増加してきている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

神河町の製造業は、売上高をみると全体の37.3%を占め、また付加価値額でも神河町の39.3%は全国の24.4%と比較しても割合が高く、経済や雇用を牽引する産業となっている（平成28年RESAS）。

特に、神河町の清流など自然の恵みで育てられる農作物を使用した食料品製造業や、豊

富な水資源を利用した飲料製造業は、環境にやさしく地域が受け入れ易いため、町のリーディング産業に位置付けられていることから、食料品製造業及び飲料製造業を成長分野として幅広く支援し、地域経済の持続可能性を高めていく。これら製造業を発展させるには、材料や製品などを輸送し地域内外を結びつける物流事業も不可欠であることから、中国自動車道、山陽自動車道、姫路バイパス・阪神高速道路へとつながる播但連絡道路や国道312号のほか、西日本旅客鉄道播但線が町中心部を南北に縦断するなど、兵庫県のはぼ中央に位置し交通の要衝であるという神河町の利点を生かし、物流産業の活性化についても積極的に取り組むこととする。

また、神河町では米・柚子・自然薯・お茶等の特産物となる農林産物の栽培加工、農林産物のブランド化と農業分野における雇用創出を図り、地場産業の稼ぐ力を強化する。

観光分野では、NHK大河ドラマや映画のロケ地として有名な峰山・砥峰高原、播磨富士で名高い笠形山など自然の眺望を楽しめる絶景スポット、日本遺産の認定を受けた「銀の馬車道」や福本陣屋跡など歴史文化の観光エリアの他、平成29年に国内で14年ぶりにオープンしたスキー場「峰山高原リゾート WHITE PEAK」等の観光施設を活用し、高齢者から若者、家族連れまで多様な層の観光客やインバウンドの誘致を図ることで特産品販売や雇用拡大により経済効果を増進させる。

（２）経済的効果の目標

- ・ 1件あたり5,284万円（兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査：令和3年））の付加価値を創出する地域経済牽引事業を4件創出し、1.27倍の波及効果（平成27年兵庫県産業連関表）を与え2億7,000万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 2億7,000万円は、RESAS（平成28年）でみた全付加価値額71億円の約3.8%、同じく製造業の付加価値18億1千万円の約14.9%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	12.57億円	15.27億円	+21%

（算定根拠）

- ・ 現状（12.57億円）
付加価値創出額（実績）の合計9.9億円×波及効果1.27倍
- ・ 計画終了後（15.27億円）
現状（前計画）付加価値額12.57億円＋本計画付加価値額2.7億円
- ・ 増加率（+21%）
 $(15.27 \text{ 億円} - 12.57 \text{ 億円}) / 12.57 \text{ 億円} \times 100$

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済事業の新規承認事業件数	3件	7件	+133%

（算定根拠）

神河町の新規企業立地件数平均0.7件×5年間＝3.5件÷4件

新規企業立地件数は、神河町新規企業立地件数表（H20～R4）を基に算出。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,284万円（兵庫県の１事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（令和３年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で５％以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で２％以上増加すること
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で９％以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

なし ※今後、記載の必要が生じた際は、本計画を変更し定めることとする

（２）区域設定の理由

なし

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ①神河町の水資源を活用した飲料製造業や食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②神河町的高速道路 IC 等のインフラを活用した物流分野
- ③神河町の米や野菜、椎茸、果樹等の特産物を活かした農林産分野
- ④神河町の峰山・砥峰高原、笠形山・千ヶ峰の県立自然公園や日本遺産認定の銀の馬車道等の地域資源を活用した観光分野

（２）選定の理由

- ①神河町の水資源を活用した飲料製造業や食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野
神河町では 1000m 級の千町ヶ峰や千ヶ峰、暁晴山を始め関西有数の高原地帯となる峰

山・砥峰高原など9割を山林が占めており、それら山々から流れ出る清流など自然の恵みで育てられる農作物を使用した食料品製造業や豊富な水資源を利用した飲料製造関連企業が立地しており、近年ではそれら地域資源の利用を目的とした食料品、飲料製造業からの引き合いが多い。

飲料製造業では清涼飲料販売メーカーのキンキサイン株式会社があり、市川や越知川付近から日量1,500tの地下水を汲み上げ、月75万ケースのペットボトル飲料を生産している。近年は自社製品から大手ブランドメーカーのOEM生産による設備強化が図られ製造ラインの増設が進んでおり、今後もライン増設を予定している。

また、食料品製造業では第三セクターである株式会社神崎フードが地域産の米や野菜など農産物を利用した観光地特産弁当の製造販売を行うなど、地域に根ざした商品開発に取り組んでいる。

RESAS（平成28年）によると、神河町における食料品製造業は、売上高・従業員数でみた場合、製造業の3割以上を占める産業である。

また、製造業設備投資額でみると県内の食料品製造業、飲料製造業は566.85億円と他の製造業と比較して4番目に高く、付加価値額順でみた特化係数も1.19と高い数値を示していることから神河町にとって強みのある産業と言える。

神河町では「神河町企業誘致及び雇用促進条例（平成25年神河町条例第23号）」による「工場等設置奨励金」や「雇用促進奨励金」などの支援を行っており、「第2期 神河町地域創生総合戦略」（令和2年3月策定）においても、兵庫県の真ん中に位置する優位性を活かし、企業誘致施策の推進や誘致に向けた情報発信などにより新たな企業を誘導して雇用の創出を図ることを掲げている。

このように豊富な水資源等を利用した飲料製造業や食料品製造業等の集積を活用し、特性のある産業を育て、成長性の高い産業へ発展させることで、成長ものづくり分野のさらなる高度化を図っていく。

②神河町的高速道路IC等のインフラを活用した物流分野

神河町は古くから但馬と播磨の国境の宿場町として栄え、明治以降政府の直轄運営鉱山となった生野銀山から採掘された銀を飾磨港まで運搬するための産業道路がいち早く整備された。以後、国道312号や西日本旅客鉄道播但線の整備により南北の交通アクセスが充実し、中国自動車道や山陽自動車道、姫路バイパス・阪神高速へとつながる高規格道路である播但連絡道路が、舞鶴若狭自動車道へと繋がる北近畿豊岡自動車道との連絡により北陸自動車道までの広域なアクセスが実現した。これらの交通インフラ整備により、神河町は近畿圏から中国地方までのほぼ中心に位置する地理的条件から物流拠点となり得る優位な条件にある。

また、神河町は洪積層である6,500年以上前の生野層群等の岩盤からなる硬い地質で覆われた地震に強い地域であり、神河町を流れる河川は二級水系市川の支流で、住宅地等の平地の大部分は河川水位より高いところにあるため洪水被害を受けにくいなど、災害に強い地域性であることも物流拠点としての強みと言える。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査による交通量で見ると、国道312号の神河町と市川町の境界地点では10,765台/日（平成22年度比較1.13%増）、同じく国道312号の神河町と朝来市の境界地点では6,409台/日、播但連絡道路の神崎北ランプから神崎南ランプ間では5,664台/日の交通量からも生活や産業、観光等多く利用されている。

RESAS（平成28年）の分析を見ると、神河町における運輸業・郵便業は、従業員数でみた場合10.1%と5番目に高く、神河町で平成27年・平成30年・令和4年に大十株式会

社が新たな物流倉庫の操業を開始するなど立地率の高い成長産業のひとつと言える。

「神河町地域創生総合戦略」では、このように恵まれた交通環境にある立地条件等を活かして企業誘致を推進することを掲げており、神河町では土地情報の収集や情報発信、また事業者からの事業環境の提案に対応するためのワンストップ窓口となり、進出意向のある企業に対し支援しており、新たな倉庫の適地紹介の問い合わせも受けている。このように、物流業の需要は非常に高いことから、より一層町内飲料製造業や食料品製造業等の製造業集積と一体となる交通インフラを活用することにより、物流分野の誘致を図っていく。

③神河町の米や野菜、椎茸、果樹等の特産物を活かした農林産分野

神河町では農林業が基幹産業として主に米作りを中心に発展し、近年では麦や大豆、小豆等への転作、その他特産物である柚子やブルーベリー、自然薯、シャインマスカット等のぶどう栽培が盛んに行われている。特に柚子は年間 60t から 80t を収穫し、ジャムやジュース、柚子酒に加工している他、「子どもの夢を叶える事業」により町内中学生のアイディアで商品化したスキんクリームやボディーソープがある。また、ふるさと返礼品では米、シャインマスカットや瀬戸ジャイアンツ等のぶどう、味噌、自然薯を加工した「自然薯だしとろろ」の順で人気が高い。

RESAS (令和 3 年) で見ると、神河町における農業産出額は農業全体で 63 千万円であり、その内、米が 35 千万円で全体の 55% と最も高く、次に豆類の 23%、野菜の 11% に続き、果実 3% の産出額となっており、これらの 4 品目で全体の 92% を占めている。また、財務省貿易統計による「2022 年農林水産物・食品の輸出実績」では、金額ベースで見ると米は前年比 24.4% 増、農林水産物全体では輸出金額で前年比 14.3% 増と農産物の輸出も年々拡大しており、特に米の産出額が高い神河町では強みのある分野と言える。

「第 2 期 神河町地域創生総合戦略」では、地場産業支援、地産地消事業の拡充、土産物販売の普及啓発を取組として掲げており、町内資源を活用した「ブランド開発支援補助金」による特産品の開発支援や観光協会によるオンラインショップの充実による販売支援など 6 次産業の推進と競争力の強化を図っている。

神河町では農業用貸工場を整備し、令和 2 年度から椎茸菌床の製造業者への賃貸を開始している。今後も、土壌や気候などの環境に適した農林産分野の立地を支援することで、稼ぐ力を強化する。

④神河町の峰山・砥峰高原、笠形山・千ヶ峰の県立自然公園や日本遺産認定の銀の馬車道等の地域資源を活用した観光分野

峰山高原はレクリエーション施設として早くから宿泊施設やキャンプ場等が整備され、平成 17 年に峰山高原ホテル「リラクシア」がオープン、平成 29 年に国内では 14 年ぶりにスキー場「峰山高原リゾート WHITE PEAK」がオープンした。砥峰高原は日本有数のスキの大群生地、近年では映画「ノルウェイの森」や NHK 大河ドラマ「軍師官兵衛」のロケ地などで知られている。峰山高原のホテル利用者数は平成 19 年度に 17,190 人/年であったが、令和 4 年度には 54,462 人/年へ増加しており、同年の峰山高原リゾートは 66,743 人の入込客があった（平成 19 年度、令和 4 年度神河町観光動態調査）。

RESAS の観光施設目的地分析による 2021 年の 1 年間における自動車利用（経路検索）の平日・休日を合計すると、砥峰高原 1,901 回（2016 年は 1,462 回）、神崎農村公園ヨードルの森 756 回、峰山高原リゾート WHITE PEAK 710 回と自然を活かした観光施設が上位を占めている。外国人地域別滞在分析では昼間における兵庫県の滞在者数は全国第 10 位で、県の中心部に位置する神河町は観光地巡りの立ち寄り客も多い。

笠形山登山口のレクリエーション施設「グリーンエコー笠形」は、年間約 10 万人を超える入込があり、千ヶ峰登山口付近の総合アウトドア施設「新田ふるさと村」では年間約 3 万人の入込客がある。自然を活かした観光施設が多く、コロナ禍においても落ち込みは少なく、令和 4 年度の神河町全体の観光施設で 730,591 人/年で前年比 2.24% 増の入込客数となっている（令和 4 年度神河町観光動態調査）。

また、明延鉦山等から生野鉦山までの「鉦石の道」と生野鉦山から飾磨港までを結ぶ馬車道専用道路「銀の馬車道」が日本遺産の認定を受けたことで、その沿線に点在する既存の観光スポットに新たな付加価値が加えられ、これまで個々であったものが同じ歴史的ストーリーや価値観を持ったひとつの魅力ある観光エリアに位置付けられた。関係市町とともに銀の馬車道沿線にある往時のままの風景や歴史的建造物等の観光資源を一体的、戦略的に国内外に情報発信するため、インバウンドにも対応した専用サイトを立ち上げるなど、連携した取組を進めている。

また、神河町は伝統的木造建築の維持と歴史的まちなみの景観形成を目的として古民家改修の助成制度を設けている。この制度の活用を促すことで馬車道沿道の景観保全を促進させ、歴史的景観形成地区に指定されたエリアの道路美装化事業と合わせ馬車道の魅力向上に努めている。更に神河町には現存する唯一の馬車道を見ることができる観光スポットを保有しているという強みがあり、この馬車道と隣接しているため池周辺の修景整備も計画している。この馬車道散策エリア付近に整備された道の駅「銀の馬車道かみかわ」では、地域で取れた野菜や特産品が購入できる集客施設として令和 4 年度では月平均 12,474 人の入込客がある（令和 4 年度神河町観光動態調査）。

神河町では地域資源を活用した観光施設への年間観光入込客数を 30 万人増加させ、5 億円の経済効果を見込んでいるところであり、他地域にはない特色ある自然環境や日本遺産に認定された歴史的、文化的なストーリーを共有し広域連携を図ることで相乗効果が期待できるという強みを活かし、観光関連産業の振興を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を活かし、成長ものづくり分野や物流分野、農林産分野、観光分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免制度

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で固定資産税を減税する。

②デジタル田園都市国家構想関係施策

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、①神河町の水資源を活用した飲料製造業や食料品製造業等の集積を活用した成長ものづくり分野、②神河町的高速道路 IC 等のインフラを活用した物流分野、③神河町の米や野菜、椎茸、果樹等の特産物を活かした農林産分野、④神河町の峰山・砥峰高原、笠形山・千ヶ峰の県立自然公園や日本遺産認定の銀の馬車道等の地域資源を活用した観光分野における設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を推進する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

神河町は町全域にわたって、インターネットの光ファイバーが整備されており、高速大容量の情報処理が可能な環境にある。この環境をフルに生かし、町ホームページ等で企業のマッチングに向けた情報等の公開など、各種支援策を発信していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

神河町ひと・まち・みらい課が事業者からの事業環境の提案に対応するためのワンストップ窓口となり、兵庫県及び神河町が連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による神河町のPR活動に努める。

②企業誘致及び雇用促進奨励金による措置

神河町内の産業経済の振興及び雇用の促進を図るため、神河町の指定地区に工場等の新設する場合で一定の要件を満たす事業者に対して、工場等の建物及び償却資産、敷地に対して課税する固定資産税相当額を奨励金として5年間交付する。また、新規雇用者1人につき10万円(上限600万円)を1事業所につき1回交付することで、地域を牽引する事業者を支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置の創設	運用	運用	運用
②デジタル田園都市国家構想交付金の活用	検討	検討	検討
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
①支援施策の情報発信	神河町HPから各種支援策を発信	神河町HPから各種支援策を発信	神河町HPから各種支援策を発信
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口での対応	随時	随時	随時
【その他】			
①企業誘致活動の推進	随時	随時	随時
②企業誘致及び雇用促進奨励金による措置	随時	随時	随時

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、ひょうご・神戸投資サポートセンター及び神河町商工会等の支援機関、町内金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して支援の効果を最大限高める必要がある。このため、神河町及び兵庫県では、これら支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①ひょうご・神戸投資サポートセンター

進出意向のある企業に対して町内事業用地の情報を提供し、神河町と事業者双方の意向を調整し、企業立地の確定までのサポートを行う。

②神河町商工会

町内商工業者の振興と経済発展を図るため、「創業支援事業計画」に基づく創業セミナーの窓口を担う他、既存産業の金融、税務、労務に関する相談、融資の斡旋、指導等を行うなど地元企業に密着した経営改善、経営革新等の総合的な支援を行う。

③町内金融機関（但陽信用金庫、株式会社但馬銀行）

事業者の立地や投資に関する情報交換を神河町と行い、事業者への事業用地や支援施策情報等を提供することでスムーズな事業化を支援する。また、金融機関のネットワークを活用し、民間事業者による土地造成の可能性検討に取り組む。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求める。

さらに環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮することとし、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

（２）安全な住民生活の保全

【安全な市民生活の確保】

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、特殊詐欺を始めとした犯罪及び事故を防止し、又は地域の安全と平穏を維持するため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。また、道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

特に、特殊詐欺の被害が多発している情勢に鑑み、金融機関やコンビニエンスストアのほか、管理施設内にATMが設置されている事業所及び電子マネーを販売する事業所に

については、確実に防犯責任者を設置した上で、当該事業所における ATM 利用者や電子マネー購入者に対する声掛けを促進し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯等を整装備した自主防犯活動用自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労等の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとり、来日外国人が特殊詐欺等の実行犯のほか、口座売買等により犯罪に加担することがないように、必要な教育を実施する。

⑦特殊詐欺被害の未然防止

様々な事業活動を通じて、特殊詐欺の主な被害者層である高齢者やその家族等に対して、防犯情報を提供し、地域における被害防止への気運を醸成する。

また、コンビニエンスストアにおいて電子マネーを購入しようとする高齢者や、携帯電話で通話しながら ATM を操作している高齢者に対しては、地域ぐるみで声掛けを行うことで被害の未然防止がなされるように、特殊詐欺の手口や防犯対策に関する情報について、地域で共有を図る。

地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、管轄警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、管轄警察署等と連携をはかりながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

【地域犯罪抑止力の向上】

神河町では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

（３）その他

・PDCA 体制の整備

神河町地域産業活性化協議会を年に 1 回程度開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証と当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 総論
なし |
| (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
なし |
| (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
なし |

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「兵庫県神崎郡神河町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。